

# 士補相当制度のある資格

参考資料5

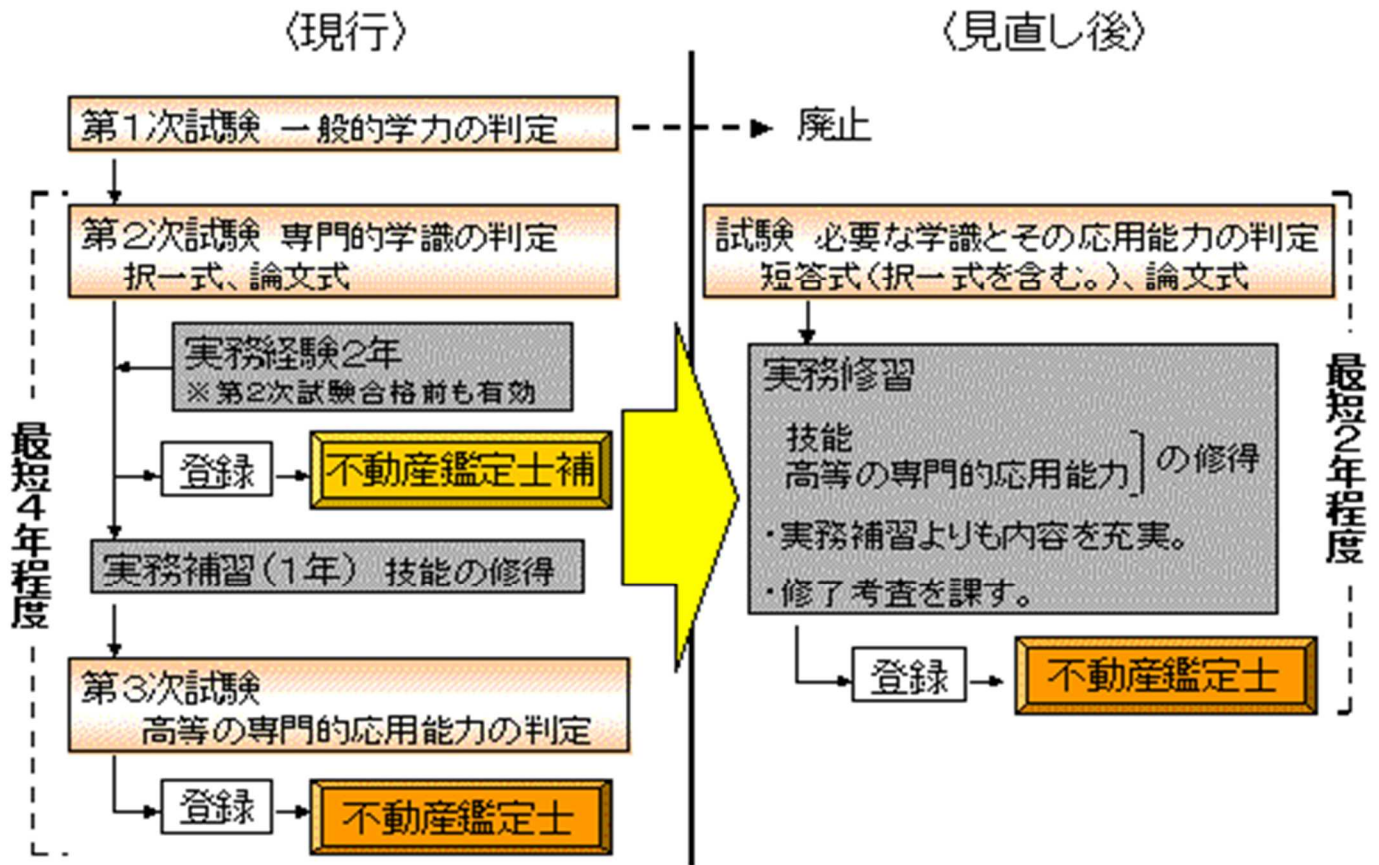
資格名	測量士	介護福祉士	司書	不動産鑑定士	公認会計士
所管省庁	国土交通省	厚生労働省	文部科学省	国土交通省	金融庁
資格の性格	業務独占、必置資格	名称独占資格	名称独占	業務独占、必置資格	業務独占、必置資格
資格の内容	測量に関する高い技術的資質・経験を有する測量技術者であり、公共測量に従事する資格が与えられている。	専門的知識・技術を持ち、身体上又は精神上の障害により日常生活を営むのに支障がある者に心身の状況に応じた介護を行ない、その者やその介護者に対して介護に関する指導を行なう	図書館の管理、運営等を行う	地域の環境や社会情勢などの諸条件を考慮した適正な地価等を判断する不動産鑑定業務を行う。他にも、取引事例の調査・分析、不動産の利用に関するコンサルティング業務を行う。	監査及び会計の専門家として財務書類等財務に関する情報の信頼性を確保し、会社の公正な事業活動や投資家、債権者を保護する。
保有者数(登録者数)	不明	1,503,574人(28年度)	不明	8,207人(H28.1時点)	29,367人(H27.5時点)
資格取得の流れ	次の①～④のいずれかを満たせばよい ①文部科学大臣の認定した学校で測量に関する科目を修め卒業し、学歴ごとに定められた年数実務経験をすること ②国土交通大臣の登録を受けた養成施設で指定の課程を修め(1年)、2年以上の実務経験をすること ③測量士補で、国土交通大臣の登録を受けた養成施設で高度な技術や知識を習得する ④測量士試験に合格すること	以下の4つのルートがあり、指定課程の修了、実務経験、講習や研修等の要件が設けられる。 ①実務経験ルート ②福祉系高校ルート ③経済連携協定ルート ④養成施設ルート その後、筆記試験を受け(1部コースでは実技試験も)、合格後登録を行うことで資格を得ることができる。	司書になる道筋としては次の①～③がある。 ①大学(短大を含む)又は高等専門学校卒業生が司書講習を修了する ②大学(短大を含む)で司書資格取得に必要な科目を履修し卒業する(通信制・夜間・科目等履修を含む) ③司書補として3年以上勤務を経験した者が司書講習を修了する	①短答式試験 ②論文式試験 ③実務修習 ④登録→不動産鑑定士	①短答式試験 ②論文式試験 ③公認会計士試験合格 ④・2年以上の実務経験(業務補助若しくは実務従事)・実務補修 ⑤登録→公認会計士
受験者数、合格率	2,924人/10.4% (H28)	76,323人/72.1%(平成28年度) ※近年の試験の合格率は60%程度が多い	不明	短答式 1,473人/30.6% 論文式 706人/14.16% (H27年度)	10,256(申込者)→3,138人(論文式受験者) 合格率 10.8%(平均年齢26.2歳) [H28年度]
登録の要否、更新	①登録:必要 ②更新:不要 (測量業者登録は5年ごとに更新)	①登録:必要 ②更新:不要	①登録の要否:不要 ②更新:不要	①登録:必要 ②更新:不要	①登録の要否:必要 ②更新:必要 (講習の受講、年会費の支払いが必要。厳密には更新制度ではない。)
士補相当資格	名称	測量士補	准介護福祉士	司書補	(不動産鑑定士補) H18年より廃止 (会計士補) H16年より廃止
	内容(位置づけ)	測量士が測量作業の計画作成などを行うのに対し、その計画に基づいて作業するのが測量士補である。  測量士補、准介護福祉士、司書補ともに、実際にある程度の業務を行うことができる。(業務が明確に定められている、若しくは行える業務の差が少ない)	養成学校を卒業した者が一定の能力を持っていることを示す。 介護業務に従事することができる。	司書補で勤務経験をすることで、大卒以外の者でも司書資格を取得できる。司書の業務をサポートする。(実際の業務の差は少ない)	旧2次試験合格後2年間の実務経験を積み、旧3次試験受験要件である実務修習の段階に入っていることを示すものであった。不動産鑑定士の業務の補助を行う。実質的な法的な立場は不動産鑑定士とあまり変わらない。
	登録者数	[受験者、合格率] 13,278人/35.9% (H28)	不明	不明	1,275人(H28.1時点)
	資格取得条件	次の①～③のいずれかを満たせばよい ①文部科学大臣の認定した大学、短期大学、高等専門学校で、測量に関する科目を修め卒業する ②国土交通大臣の登録を受けた養成施設で1年以上専門の知識及び技能を修得する ③測量士補試験に合格する	介護福祉士養成施設を卒業すること	高等学校若しくは中等教育学校を卒業したもの又は高等専門学校第3学年を修了した者で司書補の講習を修了すること	旧不動産鑑定士試験第二次試験に合格し、かつ指定の実務経験に2年以上従事した者(旧方式では実務3年の後3次試験を行っていた)

## ※補相当資格廃止の理由

○会計士補  
試験制度の簡素化のため。(受験生の負担軽減が目的。)  
→「公認会計士の質及び数の充実」を図るため、公認会計士の試験制度の見直しが行われた。  
公認会計士の質の充実を図りながら数を増加させるため、試験制度を簡素化し社会人等の多様な人材に受験しやすくすることで、競争を促進し、公認会計士全体としての水準の向上を目指した。  
※参照:「公認会計士試験制度のあり方に関する論点整理」(平成12年6月29日)

○不動産鑑定士補  
不動産鑑定士試験において、第二次試験(旧)受験者が漸減傾向にあり、試験合格者の平均年齢が相対的に高いなど、将来の人材確保に不安がある状況であった。  
そのため、不動産鑑定士となる資質を持った優秀な人材を確保するために、資格取得に求められる知識・能力のレベルは維持しつつ、資格取得を目指す者の裾野を広げる観点から、試験体系は簡素化し、受験開始から資格取得までに必要な期間を大幅に縮減することとした。  
その過程で2次試験の前に実務経験、実務補習がなくなるため、それに伴い鑑定士補制度が廃止された。  
※参照:「今後の不動産鑑定評価のあり方」(平成15年11月)

不動産鑑定士資格取得制度の見直しのイメージ(国土交通省ホームページより引用)



公認会計士制度見直しのイメージ(公認会計士・監査審査会ホームページより引用)

